

米の生産者の皆様へ

「計画外流通米」の販売には 届出が必要です

生産者が消費者や販売業者などに直接販売する場合は、食糧法により食糧事務所にあらかじめ届けることになって

います。この届け出はお米の流通量や流通実態を把握するために必要なものですので、必ず届け出してください。

届け出用紙は、農協、市町村役場などの窓口にありますのでご協力をお願いします。なお、郵送やFAXによる届け出も受け付けています。

届け出・問い合わせ先

新潟食糧事務所 燕支所 (電話)0256-61-6013
燕市井土巻4丁目97-1 (FAX)0256-61-6014

小須戸町温泉健康センター **花の湯館** は
8月11日(土)にリニューアルオープンします
8月6日(月)～10日(金)まで
臨時休館となります。

防火管理者の資格付与講習会を行います

消防法に基づいて行う講習会です。新たに防火管理者の選任が必要になった事業所、資格者が転出・退職した後任を選任できない事業所はありませんか。この機会に資格者を養成し、選任されるようお願いいたします。

- 種別 甲種防火管理者講習
- 日時 平成13年9月13日(木)、14日(金)
両日とも、午前9時～午後4時
- 会場 白根地域消防本部
- 受講料 会員 3,000円 非会員 3,500円
- 申込み 消防本部または分署に用意してある受講票に写真を添えて提出してください。8月1日(水)から消防本部で受け付けます。[締め切り8月31日(金)]
- 問合せ 白根地域消防本部予防課予防係
電話 025-372-3112

普通救命講習会 のお知らせ

日時 8月19日(日)
午前9時～12時
対象 一般住民 15名
締切 8月15日(水)
会場 白根地域消防本部
申込み・問い合わせ
白根地域消防本部予防課
025-372-3114

7月号の「町の話」のなかで誤りがありましたのでお詫びして訂正いたします。
『ご厚志に感謝』 藤宮フミ様
このたび、花園町の ◎このたび、文京町の

『行方不明者を捜す相談所』(無料) 開設のお知らせ

警察では、8月中「行方不明者を捜す巡回相談所・特別相談所」を次のとおり開設いたします。

当相談所では、ご家族やお知り合いの方が

- 病気を苦にして家出された。
- 外出されて、そのまま行方が分からない。
- 出稼ぎ先からの便りが途絶えた。

等の理由で、その後の消息が分からずにお困りの方のため、所在確認の調査を行うとともに、全国各地で亡くなられ、身元の分からない方の写真や持ち物等の資料を多数用意して、皆様のお越しをお待ちしております。

1. 巡回相談所 (午前9時30分～午後5時)
2. 特別相談所 (午前9時～午後5時)

開設月日	開設場所	開設期間
8月2日(木)	上越北警察署 (0255-43-0110)	土曜・日曜を除く8月中1ヶ月間
8月3日(金)	三条警察署 (0256-33-0110)	開設場所 新潟県警察本部 鑑識課
8月6日(月)	新発田警察署 (0254-33-0110)	新潟市新光町4番地1 (県庁隣り) 電話 025-285-0110 内線 4641・4642
8月8日(水)	長岡警察署 (0258-38-0110)	

9月10日は「下水道の日」です 下水道施設見学会を開催します

新津市にある流域下水道新津浄化センターでは、9月10日の「下水道の日」に下水道施設見学会を開催します。

日頃、目にすることのない浄化センターを見学し、私たちの快適な生活を支えてくれている【下水道のしくみ】や【下水道の役割】について考えてみませんか？

見学はどなたでも自由です。下水道公社職員がご案内しますのでみなさんのご来場をお待ちしております。

日時：9月10日(月)午前10時～午後3時
場所：新津市大字古田ノ内 新津浄化センター (新津工業高校裏、新津東バイパス脇)
主催：新潟県流域下水道事務所、新潟県下水道公社 新津市、五泉市、村松町、小須戸町

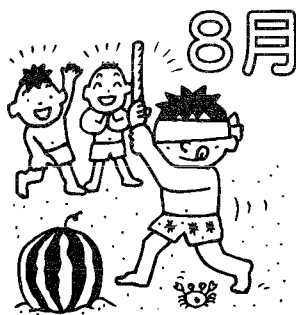
ふれあい電話相談

—教育相談をはじめ
いろいろな電話相談に応じます—

◆相談日 8月3日(金)・10日(金)
24日(金)・31日(金)
◆受付時間 午後1時～5時
◆電話番号 3813300
・お名前は、言わなくていいです。
・秘密は、固く守ります。

行政相談

国の仕事、国が県や市町村に委ねている仕事について、みなさまの疑問等にお答えし、苦情の解決に努め、皆さんと行政(国)の橋渡しをします。
相談日 8月9日(木)
午前9時～11時まで
会場 役場 母親教室(三階)
相談員 伊藤 正人 行政相談委員



今月のお知らせ

- 1日 観光週間(～7日・国土交通省)
水の日・水の週間(～7日・国土交通省)
夏の省エネ総点検の日(資源エネルギー庁)
- 6日 食品衛生週間(～12日・厚生労働省)
- 10日 道の日(国土交通省)
- 15日 戦没者を追悼し平和を祈念する日(厚生労働省)
- 19日 バイクの日(内閣府)
- 30日 防災週間(～9月5日・内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省)
建築物防災週間(～9月5日・国土交通省)

児童扶養手当について

児童扶養手当は、現在母子で生活されている方等に対して支給される手当です。

ただし、次の①～⑦の方は対象となりません。

- ① 母(養育者)又は対象児童が日本国内にいないとき。
- ② 母(養育者)が、障害年金等の公的年金給付、又は労働基準法等による遺族補償(給付事由発生後6年経過を除く)等を受けることができるとき。
- ③ 対象児童が、児童福祉施設等の施設に入所したり、里親に委託されているとき。
- ④ 対象児童が、父と生計を同じくしているとき。(父が重度障害者の時を除く)
- ⑤ 対象児童が、父に支給される公的年金給付額の加算対象となっているとき。
- ⑥ 対象児童が、父又は母の死亡による遺族年金等の公的年金給付、又は労働基準法等による遺族補償(給付事由発生後6年経過を除く)等を受けることができるとき。

⑦ 手当の支給要件に該当してから認定請求をせず5年を経過したとき。そのほか、手当の支給を受ける方の所得が一定額以上ある場合は、手当の全部、又は一部の支給を停止することがあります。現在の所得制限額は次のとおりです。

本人 (扶養親族1名)	全部支給	(収入額) (所得制限額)	204.8万円 90.4万円
	一部支給	(収入額) (所得制限額)	300.0万円 192.0万円
扶養義務者 (扶養親族5名)		(収入額) (所得制限額)	600.0万円 426.0万円

※収入は、所得に対する目安です。

また、未婚の母子の方で児童が父親に認知を受けた場合も手当を受給することができます。現在、未婚の母子の方で児童が父親に認知され、手当を受給されていない方は、認定請求を行ってください。詳しくは役場福祉係までお問い合わせください。

在宅寝たきりの方の介護者に手当を支給します

町では今年9月に在宅の寝たきりの方に清潔で心地よい生活を確保するとともに介護にあたる家族の負担軽減と福祉増進を図ることを目的に手当を支給します。対象者は、期限までに申請書を提出してください。

- ◆ 該当資格
- ① 要介護認定(介護保険)を受けた者で要介護4、5
 - ② 身体障害者手帳の1級、2級
 - ③ 療育手帳A
 - ④ 上記のいずれかに該当し、在宅において寝たきりで排泄が全面介助の方

- ◆ 申請先 保健福祉課福祉係(申請書は福祉係にあります。印鑑を持参してください)
- ◆ 申請期限 平成13年8月20日(月)

無料 法律相談

相談日 8月22日(水)
午前9時～12時まで
会場 役場 保健指導室(二階)
相談員 古川 兵衛 弁護士
申し込みは前日午前中までに役場住民係へ電話(3813111番内線137番)でお申し込みします。申し込み人数により、時間を変更することがあります。

心配ごと 相談

8月の相談日
7日(火) 川瀬 賢悟・白井 重栄
16日(木) 五十嵐 節・高橋千代子
21日(火) 篠田 悦子・馬場 綾子
28日(火) 青柳 光男・川瀬 賢悟
※相談は無料、秘密厳守。

健康相談 母子手帳 発行日 のお知らせ



妊婦及び乳幼児、その他健康について、お悩みの方を対象に健康相談と母子手帳の発行を行っております。
日時 8月6日(月)・13日(月)
20日(月)・27日(月)
午前9時～11時30分
午後1時～4時30分
会場 役場保健センター 1階5番の窓口
※母子手帳発行の際に、健康指導を行いますので、なるべくご本人がおいでください。(印鑑を持参してください。)